

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課) 4

### —— 規 則 ——

- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 4
- 亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正 (病院総務課) 5
- 亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 6

### —— 告 示 ——

- 亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 7
- 亀岡市母子家庭自立支援高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 8
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 10

- 亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱 (市民課) 10
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 15
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 15
- 公示送達 (高齢福祉課) 16
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 16
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 17

### —— 公 告 ——

- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 18
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 22

### —— 任免及び辞令 ——

#### 教育委員会欄

### —— 教育長訓令 ——

- へき地学校等スクールバス運行規程の一部改正 23

### —— 任免及び辞令 ——

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

- 選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 24

|   |    |                                |    |
|---|----|--------------------------------|----|
| ○在外選挙人名簿に登録した者の氏名、<br>経由領事官の名称、最終住所及び生年<br>月日を記載した書面を縦覧に供する場<br>所 | 24 | ○参議院議員通常選挙の開票の日時の変<br>更        | 31 |
| ○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請<br>求及び合併協議会設置の請求に要する<br>有権者総数の50分の1の数          | 24 | <b>公平委員会欄</b><br>—— 告 示 ——     |    |
| ○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の<br>解職請求に要する有権者総数の3分の<br>1の数                    | 24 | ○職員団体の登録                       | 31 |
| ○合併協議会設置協議について選挙人の<br>投票に付する請求に要する有権者総数<br>の6分の1の数                | 25 | <b>上下水道部欄</b><br>—— 告 示 ——     |    |
| ○参議院議員通常選挙における投票管理<br>者及び同職務代理者                                   | 26 | ○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指<br>定の取消しの告示 | 32 |
| ○参議院議員通常選挙における各投票区<br>の投票所  | 27 | <b>市立病院欄</b><br>—— 規 程 ——      |    |
| ○参議院議員通常選挙における投票記載<br>所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじ<br>を行う場所及び日時              | 28 | ○亀岡市立病院処務規程等の一部改正              | 32 |
| ○参議院議員通常選挙における期日前投<br>票所  | 28 |                                |    |
| ○参議院議員通常選挙における期日前投<br>票所に係る投票管理者及び同職務代理<br>者                      | 29 |                                |    |
| ○参議院議員通常選挙での在外選挙人名<br>簿に登録されている選挙人の国内にお<br>ける投票に係る期日前投票所の指定       | 30 |                                |    |
| ○参議院議員通常選挙における開票管理<br>者及び同職務代理者                                   | 30 |                                |    |
| ○参議院議員通常選挙の開票の場所及び<br>日時  | 30 |                                |    |
| ○参議院議員通常選挙における亀岡市開<br>票区の開票立会人を定めるくじを行う<br>場所及び日時                 | 30 |                                |    |
| ○参議院議員通常選挙における亀岡市開<br>票区の開票立会人を定めるくじを行わ<br>ない旨の告示                 | 31 |                                |    |

## 公布された条例のあらまし

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 特別職の職員のうち市長及び副市長の平成25年8月に支給されるべき給料月額を、次のとおり改正することとした。

|     | 現行支給額    | 改正後の支給額                | 減給内容                     |
|-----|----------|------------------------|--------------------------|
| 市長  | 932,795円 | 839,516円<br>(△93,279円) | 現行支給額から10分の1を乗じて得た額を減じた額 |
| 副市長 | 745,289円 | 695,604円<br>(△49,685円) | 現行支給額から15分の1を乗じて得た額を減じた額 |

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成25年8月1日から適用することとした。

## 条 例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第27号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特例期間中の給料の特例）

10 平成25年8月に支給されるべき市長及び副市長の給料月額については、第3条及び前項の規定にかかわらず、前項の規定により支給されることとなる額から、市長にあつてはその額に10分の1、副市長にあつてはその額に15分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

「揭示済」

## 規 則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第25号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第33号様式（その1）及び別記第33号様式（その2）中「年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は年4%を加算）の割合」を「年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間についての年7.3%の割合（特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（上限は年7.3%の割合））」に改める。

別記第37号様式中「年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀

行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は年4%を加算)の割合」を「年14.6%の割合(特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間についての年7.3%の割合(特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(上限は年7.3%の割合))」に改める。

別記第48号様式及び別記第59号様式中「年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない場合は年4%の割合を加算した割合)の割合」を「年14.6%の割合(特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間についての年7.3%の割合(特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(上限は年7.3%の割合))」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の亀岡市税条例施行規則の延滞金に係る規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例

による。

「揭示済」

亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

#### 亀岡市規則第26号

亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

(亀岡市病院事業の主要職員を定める規則の一部改正)

第1条 亀岡市病院事業の主要職員を定める規則(平成16年亀岡市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「病院長」を「医療管理監、病院長」に改める。

(亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成16年亀岡市規則第35号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「病院長」を「医療管理監、

病院長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市老人医療費支給条例施行規則第9条及び第15条第4項中「翌年」とあるのは「同年」と読み替えるものとする。

「揭示済」

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月10日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第27号

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第15条第4項中「翌年7月31日までとし、毎年更新するものとする」を「翌年3月31日までとする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

（読替規定）

2 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間は、この規則による改正後の

## 告 示

亀岡市告示第150号

亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第154号）の一部を次のように改正する。

平成25年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「母子家庭の福祉」を「母子家庭及び父子家庭の福祉」に改め、「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

第2条中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第4条中「10万円と」を「、10万円と」に改める。

第5条第2項第2号中「6月」を「7月」に、「前々年」を「前々年。第7条第1項第1号において同じ。」に改め、「証明書」の次に「（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。第7条第1項第1号において同じ。）」を加える。

第7条第1項第1号中「（1月から6月までの間に申請をする場合には、前々年）」を削る。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「母子家庭の母」の次に「若しくは父子家

庭の父」を加える。

別記第2号様式中「母子家庭の母」の次に「若しくは父子家庭の父」を加える。

別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「（予定）」を削り、「受講終了日」を「受講終了日の翌日」に、「6月」を「7月」に改め、「証明書」の次に「（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）」を加える。

### 附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 改正後の亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日以後に対象講座の受講を開始した対象者について適用し、平成25年3月31日以前に対象講座の受講を開始した対象者については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市告示第151号

亀岡市母子家庭自立支援高等技能訓練促進費等事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第155号）の一部を次のように改正する。

平成25年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

題名中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第1条中「母子家庭の福祉」を「母子家庭及び父子家庭の福祉」に改め、「母子家庭の母」の次に「及び父子家庭の父」を加える。

第2条中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）」を加える。

第4条第1項第1号中「3年」を「2年」に改め、同項第2号に次のただし書を加える。

ただし、平成25年度における父子家庭の父に係る訓練促進費の支給は、市長が別に定める日又は平成25年9月30日のいずれか早い日までの間において申請があった場合は、第2条に規定する者に該当するに至った日の属する月以降の各月において支給できるものとする。

第6条第2項中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

第7条第1項中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同項第1号ウ中「前々年」を「前々年。以下同じ。」に、「市長」を「市町村長」に改め、「証明書」の次に「（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある

者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。以下同じ。）」を加え、同号エ中「（1月から7月までの間に申請をする場合には、前々年）」を削り、「市長」を「市町村長」に改め、同項第2号ウ中「（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）」を削り、「市長」を「市町村長」に改め、同号エ中「（1月から7月までの間に申請をする場合には、前々年）」を削り、「市長」を「市町村長」に改める。

第8条第2項中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第9条第1項中「定期的に、在籍証明書」を「おおむね四半期ごとに在籍証明書」に改め、「報告を求める」の次に「ほか、定期的に修得単位証明書の提出を求める」を加える。

第10条第1項中「母子家庭の母」の次に「若しくは父子家庭の父」を加え、「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第2項中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 改正後の亀岡市母子家庭等自立支援高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日以後に養成機関において修業を開始した対象者について適用し、平成25年3月31日以前に養成機関において修業を開始した対象者については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第152号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年7月5日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0124-51066

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成25年7月5日

「揭示済」

亀岡市告示第153号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年7月9日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1252-62019

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年10月11日
- 3 無効になる日  
    平成25年7月9日

「揭示済」

亀岡市告示第154号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年7月11日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1252-51018

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成25年7月11日

「揭示済」

亀岡市告示第155号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年7月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1902-41156

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年7月12日

「揭示済」

亀岡市告示第156号

亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱を次のように定める。

平成25年7月16日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面
- 2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
  - (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
  - (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

の代理人

- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者  
（対象者）

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（消除された住民票に記録されている者を含む。）  
(2) 住基法の規定により本市の戸籍の附票に記録され、又は記載されている者（消除された戸籍の附票に記録され、又は記載されている者を含む。）  
(3) 戸籍法の規定により本市の戸籍に記録され、又は記載されている者（除かれた戸籍に記録され、又は記載されている者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告（民法（明治29年法律第89号）第30条に規定する失踪の宣告をいう。以下同じ。）を受けた者は、本人通知制度の対象としない。

（登録の申請等）

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ亀岡市本人通知制度登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、本人による申請であることを証するため、次の各号のいずれかの書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 住民基本台帳カード（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）  
(2) 旅券  
(3) 運転免許証  
(4) 官公署が発行した免許証、許可証等（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）

(5) その他本人であることを証するため市長が適当と認めるもの

3 第1項の規定による申請を代理人がしようとするときは、当該代理人は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記録又は記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

4 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により次項に規定する受付窓口において申請することが困難なとき。

(2) 他の市区町村に居住しているとき。

5 登録の申請の受付窓口は、環境市民部市民課で行うものとする。

（登録等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀岡市本人通知制度登録者名簿（別記第2号様式。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者（以下「登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

3 登録期間は、登録者名簿に登録した日の翌日から起算して3年とする。

4 登録者は、前項の登録期間の満了後も引き続き登録を希望するときは、当該登録期間の満了日の1月前から満了日の前日までに再度前条の規定による申請をしなければならない。

(登録の変更等)

第6条 登録者は、登録期間中に氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき又は登録の廃止をしようとするときは、亀岡市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書(別記第3号様式)により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

(登録の抹消)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するものとする。

- (1) 第5条第3項の登録期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (3) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (5) その他市長が登録を抹消する理由があると認めたとき。

(登録者への通知)

第8条 市長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、当該登録者又はその法定代理人に対し、亀岡市住民票の写し等第三者交付に係る交付通知書(別記第4号様式。以下「通知書」という。)により通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 住基法第12条の3第2項(同法第20条第5項の規定により準用する場合を含

む。)の申出(住民基本台帳法施行令第15条の2に規定する業務に係るものに限る。)に対し交付したとき。

(2) 戸籍法第10条の2第4項又は第5項(同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。)の規定による請求に対し交付したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める特別な理由に基づく申出又は請求により交付したとき。

2 前項本文の規定は、登録者が国外へ転出した場合は、適用しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年9月1日から実施する。

別記第1号様式（第4条関係）

亀岡市本人通知制度登録申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

|                          |     |   |     |
|--------------------------|-----|---|-----|
| 申請者                      | 住所  | 〒 -                                     |     |
|                          | 氏名  | フリガナ <span style="float:right">㊟</span> |     |
|                          | 連絡先 | 電話                                      | - - |
| 申請者の区分                   |     |   |     |
| 1 本人    2 法定代理人    3 代理人 |     |   |     |

亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

|               |   |      |       |
|---------------|---|------|-------|
| 登録をしようとする者の氏名 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ<br>フリガナ   | 生年月日 | 年 月 日 |
|               |   | 性別   | 男・女   |
| 住所            | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ           |      |       |
| 本籍            |   | 筆頭者  |       |
| 連絡先           | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ<br>電話 - - |      |       |

法定代理人が申請する場合は、次の欄も記入してください。

|          |   |      |       |
|----------|---|------|-------|
| 法定代理人の区分 | 1 未成年者の法定代理人    2 成年被後見人の法定代理人            |      |       |
| 氏名       | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ<br>フリガナ   | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住所       | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ<br>〒 -    |      |       |
| 連絡先      | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ<br>電話 - - |      |       |

備考

- 1 各欄に必要事項を記入し、該当するものに○印をつけてください。
- 2 次の書類を提示し、又は提出してください。
  - (1) あなたが本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
  - (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
  - (3) あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

※以下の欄には、記入をしないでください。

| 受付 | 処理 | 本人等の確認書類及び提出書類   | 名簿入力 | 未・済 |
|----|----|--|------|-----|
|    |    | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券                               | 名簿番号 |     |
|    |    | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ( )                              | 付箋処理 | 未・済 |
|    |    | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 | 付箋確認 | 未・済 |

第2号様式（第5条関係）

亀岡市本人通知制度登録者名簿

| 番号 | 登録日 | 登録期限 | 登録申請者 | 生年月日  | 性別  | 対象となる証明書の住所・世帯主<br>対象となる証明書の本籍・筆頭者 | 連絡先 | 備考<br>(法定代理人又は代理人等) |
|----|-----|------|-------|-------|-----|------------------------------------|-----|---------------------|
|    |     |      |       | 年 月 日 | 男・女 |                                    |     |                     |
|    |     |      |       | 年 月 日 | 男・女 |                                    |     |                     |
|    |     |      |       | 年 月 日 | 男・女 |                                    |     |                     |
|    |     |      |       | 年 月 日 | 男・女 |                                    |     |                     |
|    |     |      |       | 年 月 日 | 男・女 |                                    |     |                     |
|    |     |      |       | 年 月 日 | 男・女 |                                    |     |                     |
|    |     |      |       | 年 月 日 | 男・女 |                                    |     |                     |
|    |     |      |       | 年 月 日 | 男・女 |                                    |     |                     |
|    |     |      |       | 年 月 日 | 男・女 |                                    |     |                     |

第4号様式(第8条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市長 閣

亀岡市住民票の写し等第三者交付に係る交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

|          |       |
|----------|-------|
| 交付年月日    | 年 月 日 |
| 交付証明書の種別 |       |
| 交付枚数     | 枚     |
| 交付請求者の種別 |       |
| 備考       |       |

「揭示済」

第3号様式(第6条関係)

亀岡市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書

第 年 月 日

(宛先) 亀岡市長

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 住所     | 〒 - -              |
| 氏名     | フリガナ ㊟             |
| 連絡先    | 電話 - -             |
| 届出者の区分 | 1 本人 2 法定代理人 3 代理人 |

亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第6条第1項の規定に基づき、登録の(変更・廃止)を次のとおり届け出ます。

|              |   |      |       |    |       |
|--------------|---|------|-------|----|-------|
| 登録者の氏名       | フリガナ  | 生年月日 | 年 月 日 | 性別 | 男 ・ 女 |
| 登録の内容を変更する項目 | <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 戸籍の表示 <input type="checkbox"/> 連絡先 |      |       |    |       |
| 変更前          |   |      |       |    |       |
| 変更後          |   |      |       |    |       |

法定代理人が申請する場合は、次の欄も記入してください。

|          |                             |      |       |
|----------|-----------------------------|------|-------|
| 法定代理人の区分 | 1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 |      |       |
| 氏名       | フリガナ                        | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住所       | 〒 - -                       |      |       |
| 連絡先      | 電話 - -                      |      |       |

備考

- 各欄に必要な事項を記入し、該当するものに○印をつけてください。
- 次の書類を提示し、又は提出してください。
  - あなたが本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
  - あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
  - あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

※以下の欄には記入をしないでください。

|     |       |  |       |            |
|-----|-------|--|-------|------------|
| 受付  | 処理    | 本人等の確認書類及び提出書類   | 名簿入力  | 未 ・ 済      |
|     |       | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券                               | 名簿番号  |            |
|     |       | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ( )                              | 付箋処理  | 未 ・ 済 ・ 不要 |
|     |       | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 | 付箋確認  | 未 ・ 済      |
| 登録日 | 年 月 日 | 期間満了日  | 年 月 日 |            |

## 亀岡市告示第157号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年7月16日

亀岡市長 栗山正隆

記

## 1 亀0101-12069

(1) 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成25年4月1日

(3) 無効になる日

平成25年7月16日

## 2 亀1908-72015

(1) 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成24年4月1日

(3) 無効になる日

平成25年7月16日

「掲示済」

## 亀岡市告示第158号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年7月26日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

## 2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

## 3 撤去した日時

平成25年7月26日（金）

午後1時～午後3時

## 4 撤去し、保管した台数 12台

## 5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

## 6 保管期間 告示の日から3箇月間

## 7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

## 8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

## 9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

---

亀岡市告示第159号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

平成25年7月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類  
平成25年度介護保険料納入通知書

- 2 送達を受けるべき者の住所氏名

省略

省略

- 3 この書類が受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第160号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年7月29日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1111-14003

1 保 険 者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年7月29日

「揭示済」

---

亀岡市告示第161号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年7月31日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0706-22002

1 保 険 者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年7月31日

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第34号

## 亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成25年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

### 1 試験区分及び採用予定人数

| 試験区分   | 行政    |    |     | 土木  |    | 保育士 |
|--------|-------|----|-----|-----|----|-----|
|        | I     | II | III | I   | II |     |
| 採用予定人数 | 15名程度 |    |     | 若干名 |    | 若干名 |

### 2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

#### ア 行政Ⅰ（上級）

昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

#### イ 行政Ⅱ（民間経験）

昭和53年4月2日以降に生まれた人で民間企業での職務経験が5年以上の人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

※ 民間企業での職務経験が5年以上とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。ただし、国家公務員又は地方公務員としての職務期間は含まない。（平成26年3月31日現在で5年見込みの場合を含む。）

#### ウ 行政Ⅲ（初級）

平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を必要とする。）

#### エ 土木Ⅰ（上級）

昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学（土木専門課程）卒業程度の学力を必要とす

る。)

オ 土木Ⅱ (民間経験)

昭和53年4月2日以降に生まれた人で民間企業での土木に関連する職務経験(設計、施工管理等)が3年以上の人

(学歴は問わないが、学校教育法による大学(土木専門課程)卒業程度の学力を必要とする。)

※ 民間企業での職務経験が3年以上とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事(非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。)した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。ただし、国家公務員又は地方公務員としての職務期間は含まない。(平成26年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。)

カ 保育士

平成元年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で保育士資格(資格取得見込者を含む。)を有する人、または昭和53年4月2日以降に生まれた人で保育士の職務経験が3年以上の人

(学歴は問わないが、学校教育法による短期大学卒業程度の学力を必要とする。)

※ 保育士の職務経験が3年以上とは、公立、私立の保育所、託児所等で6箇月以上継続して常勤で職務に従事(非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。)した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。(平成26年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。)

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 1次試験

(1) 方法

筆記試験(多肢択一式)

| 試験区分 | 試験科目 | 出題分野(予定)   |
|------|------|--|
| 行政   | 教養試験 | 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 |
| 土木   | 専門試験 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)及び土木施工      |

|     |      |   |
|-----|------|---|
| 保育士 | 専門試験 | 社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む。） |
|-----|------|---|

## (2) 日時・場所

平成25年9月22日（日）午前10時から『ガレリアかめおか』において行う。

## (3) 1次試験合格発表

平成25年10月上旬に通知する。

## 4 2次試験

## (1) 方法（予定）

ア 集団面接試験

イ 論文試験（行政Ⅰ・行政Ⅲ・土木Ⅰ・保育士）

ウ グループ討議（行政Ⅱ・土木Ⅱ）

エ 実技試験（保育士）

## (2) 日時・場所

平成25年10月下旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所及び提出書類等については1次試験合格者に通知する。

## 5 3次試験

## (1) 方法（予定）

ア 個別面接試験（行政・土木）

## (2) 日時・場所

平成25年11月中旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所及び提出書類等については2次試験合格者に通知する。

## 6 最終合格発表

平成25年12月上旬（予定）に通知する。

## 7 採用

最終合格者は、試験区分ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成26年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は、平成27年4月1日までとする。

## 8 初任給（標準例）

（参考：平成25年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

|     |              |          |
|-----|--------------|----------|
| 行政Ⅰ | （大学卒）        | 182,532円 |
| 行政Ⅱ | （大学卒・民間経験5年） | 208,714円 |
| 行政Ⅲ | （高校卒）        | 148,506円 |
| 土木Ⅰ | （大学卒）        | 182,532円 |
| 土木Ⅱ | （大学卒・民間経験3年） | 196,948円 |
| 保育士 | （短大卒）        | 161,968円 |
| 保育士 | （短大卒・職務経験3年） | 176,914円 |

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。

## 9 受験手続及び受付期間

## (1) 申 込

ア 7月1日（月）から配付する申込書及び自己紹介書に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、亀岡市企画管理部人事課に提出することとする。（郵送可）

イ 申込書等（申込書、自己紹介書）を郵送する場合は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書し、返信用封筒（80円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付すること。

ウ 申込書受理後は、申込みをした区分の変更はできない。

エ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

## (2) 受付期間

申込みは、持参の場合は平成25年7月1日（月）から平成25年8月2日（金）まで受け付ける。（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで）

郵送の場合は締切日を7月31日（水）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

## 10 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市企画管理部人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2154）

電話（0771）25-5016（人事課直通）

URL：<http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第35号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）  
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成25年7月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成25年7月9日  
午後6時20分頃
- 2 捕獲場所 亀岡市畑野町千ヶ畑クルビ谷  
1
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 白茶
- 5 性別 雌
- 6 体格 中型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成25年7月15日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

任免及び辞令

吉田 誠  
亀岡市防災会議委員に委嘱します

吉田 誠  
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します  
任期は平成26年9月30日までとします

甲斐 敏文  
亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します  
任期は平成27年6月30日までとします

藤田 克寿  
亀岡市予防接種健康被害調査委員会委員に委嘱  
します  
任期は平成27年8月31日までとします

野口 和也  
亀岡市防災会議委員に委嘱します  
任期は平成26年5月27日までとします

工藤 路子  
亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します  
任期は平成27年3月31日までとします

平成25年7月1日

三浦 正昭  
美馬 義晴  
（各 通）

坂本 雅子  
高木 玲子  
武田 廣子  
亀岡市営住宅入居者選考審議会委員に委嘱しま  
す

任期は平成27年7月1日までとします  
平成25年7月2日

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

へき地学校等スクールバス運行規程の一部を  
改正する訓令を次のように定める。

平成25年7月1日

亀岡市教育委員会  
教育長 竹岡 敏

へき地学校等スクールバス運行規  
程の一部を改正する訓令

へき地学校等スクールバス運行規程（平成  
23年亀岡市教育委員会教育長訓令第3号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第1項中「畑野小学校」の次に「、別  
院中学校」を加える。

附 則

この訓令は、平成25年8月29日から施行  
する。

任免及び辞令

田中太郎  
（各 通） 八木浩二  
藤井伊

亀岡市社会教育委員に委嘱します  
任期は平成26年6月30日までとします  
平成25年7月11日

# 選挙管理委員会欄

## 告示

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

「揭示済」

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙に係る選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成25年7月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所
- 2 縦覧の期間 平成25年7月4日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成25年7月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所

- 2 縦覧の期間 平成25年7月4日

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年7月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1, 494人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年7月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

24,890人

「揭示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に  
付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、  
次のとおりである。

平成25年7月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

12,445人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成25年7月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

| 地区名   | 投票区番号 | 投票 管 理 者 |     | 同 職 務 代 理 者 |     |
|-------|-------|----------|-----|-------------|-----|
|       |       | 氏 名      | 住 所 | 氏 名         | 住 所 |
| 亀 岡   | 1     | 齋藤 亀雄    | 省略  | 谷 仁志        | 省略  |
|       | 2     | 武内 政一    | 省略  | 數井 克俊       | 省略  |
| 東別院   | 3     | 今井 淳喜    | 省略  | 森川 寿文       | 省略  |
|       | 4     | 間野 憲三    | 省略  | 福田 正弘       | 省略  |
| 西別院   | 5     | 長野 道夫    | 省略  | 齋田 善弘       | 省略  |
|       | 6     | 中澤 勇     | 省略  | 川田 昌亮       | 省略  |
| 曾我部   | 7     | 小原 庄二    | 省略  | 増田 浩        | 省略  |
|       | 8     | 和田 茂明    | 省略  | 谷口 裕        | 省略  |
| 吉 川   | 9     | 上島 滋之    | 省略  | 大西 光治       | 省略  |
| 稗田野   | 10    | 大石 慶明    | 省略  | 山崎 浩久       | 省略  |
|       | 11    | 森 十紀人    | 省略  | 坂田 泰孝       | 省略  |
| 本 梅   | 12    | 川勝 貢     | 省略  | 數井 智之       | 省略  |
|       | 13    | 竹岡 秀雄    | 省略  | 森 敏郎        | 省略  |
| 畑 野   | 14    | 山内 安     | 省略  | 福井 栄子       | 省略  |
|       | 15    | 谷口 文雄    | 省略  | 野々口 岳人      | 省略  |
| 宮 前   | 16    | 八木 利隆    | 省略  | 眞里谷 努       | 省略  |
|       | 17    | 森 定雄     | 省略  | 三宅 晃圓       | 省略  |
|       | 18    | 西山 行雄    | 省略  | 西田 貴弘       | 省略  |
| 大 井   | 19    | 樫野 寿子    | 省略  | 垣見 昌克       | 省略  |
|       | 20    | 小仲 福男    | 省略  | 中川 秀和       | 省略  |
| 千代川   | 21    | 吉田 克成    | 省略  | 内藤 誠司       | 省略  |
|       | 22    | 俣野 良孝    | 省略  | 俣野 孝明       | 省略  |
| 馬 路   | 23    | 畑 憲雄     | 省略  | 橋本 泰典       | 省略  |
|       | 24    | 中川 清二    | 省略  | 的場 義則       | 省略  |
|       | 25    | 堤 優      | 省略  | 林 佐百合       | 省略  |
| 旭     | 26    | 平井 厚生    | 省略  | 松本 英樹       | 省略  |
|       | 27    | 人見 洋一    | 省略  | 内藤 一彦       | 省略  |
| 千 歳   | 28    | 河島 一行    | 省略  | 小川 さく子      | 省略  |
|       | 29    | 廣瀬 辰男    | 省略  | 三宅 泰宏       | 省略  |
|       | 30    | 杉崎 六男    | 省略  | 木村 邦彦       | 省略  |
| 河原林   | 31    | 中川 利治    | 省略  | 岸 裕一郎       | 省略  |
|       | 32    | 桂 隆則     | 省略  | 八木 吉之       | 省略  |
| 保 津   | 33    | 溝行 一夫    | 省略  | 桂 和裕        | 省略  |
| 東本梅   | 35    | 法貴 大輔    | 省略  | 中川 満智       | 省略  |
|       | 36    | 中西 顯     | 省略  | 井上 敏男       | 省略  |
| 篠     | 37    | 上垣 伊三男   | 省略  | 篠部 昌和       | 省略  |
| 篠・東つじ | 38    | 中 龍雄     | 省略  | 山内 剛        | 省略  |
| 西つじ   | 39    | 吉開 守和    | 省略  | 伊豆田 晃正      | 省略  |
| 亀 岡   | 40    | 芳野 重徳    | 省略  | 人見 真司       | 省略  |
| 篠     | 41    | 高木 平夫    | 省略  | 高木 学        | 省略  |
| 南つじ   | 42    | 西野 秀一    | 省略  | 河田 健        | 省略  |
| 東別院   | 43    | 濱井 一夫    | 省略  | 大石 利之       | 省略  |
| 篠     | 44    | 北山 高行    | 省略  | 木村 公一       | 省略  |

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第29号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成25年7月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

| 投票区名   | 投票所の施設         | 所在地                   |
|--------|----------------|-----------------------|
| 第1投票区  | 亀岡小学校          | 亀岡市内丸町15番地            |
| 第2投票区  | 亀岡市役所市民ホール     | 亀岡市安町野々神8番地           |
| 第3投票区  | 東別院町ふれあいセンター   | 亀岡市東別院町東掛一ア15番地の8     |
| 第4投票区  | 徳円寺            | 亀岡市東別院町栢原九折34番地の1     |
| 第5投票区  | 亀岡市西別院生涯学習センター | 亀岡市西別院町柚原佃17番地        |
| 第6投票区  | 犬甘野児童館         | 亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地  |
| 第7投票区  | 曾我部公民館         | 亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1      |
| 第8投票区  | 寺区公民館          | 亀岡市曾我部町寺広畑12番地        |
| 第9投票区  | 吉川公民館          | 亀岡市吉川町吉田沢63番地         |
| 第10投票区 | 亀岡市稗田野生涯学習センター | 亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地の1     |
| 第11投票区 | 奥条公民館          | 亀岡市稗田野町奥条大仲17番地       |
| 第12投票区 | ほんめ町ふれあいセンター   | 亀岡市本梅町井手梅原3番地         |
| 第13投票区 | 西加舎公民館         | 亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1     |
| 第14投票区 | 畑野町公民館         | 亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1      |
| 第15投票区 | 土ヶ畑公民館         | 亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地      |
| 第16投票区 | 宮川公民館          | 亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地      |
| 第17投票区 | 神前ふれあいサロン      | 亀岡市宮前町神前平見1番地の1       |
| 第18投票区 | 猪倉公民館          | 亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地       |
| 第19投票区 | 大井小学校          | 亀岡市大井町並河1丁目3番1号       |
| 第20投票区 | 小金岐区会議所        | 亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地      |
| 第21投票区 | 千代川町自治会館       | 亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地    |
| 第22投票区 | 北ノ庄会議所         | 亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地       |
| 第23投票区 | 馬路生涯学習センター     | 亀岡市馬路町流川2番地の1         |
| 第24投票区 | 池尻区公民館         | 亀岡市馬路町池尻60番地の1        |
| 第25投票区 | 馬路老人センター       | 亀岡市馬路町小米田45番地の4       |
| 第26投票区 | 旭コミュニティセンター    | 亀岡市旭町年角25番地           |
| 第27投票区 | 山階公民館          | 亀岡市旭町岩ヶ谷82番地          |
| 第28投票区 | 国分公民館          | 亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1     |
| 第29投票区 | 千歳町自治会事務所      | 亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3       |
| 第30投票区 | 出雲公民館          | 亀岡市千歳町千歳南所26番地        |
| 第31投票区 | 亀岡市河原林生涯学習センター | 亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1   |
| 第32投票区 | 勝林島会議所         | 亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地      |
| 第33投票区 | 保津小学校          | 亀岡市保津町構ノ内20番地         |
| 第35投票区 | 赤熊公民館          | 亀岡市東本梅町赤熊南垣内22        |
| 第36投票区 | 大内営農センター       | 亀岡市東本梅町大内上条30番地       |
| 第37投票区 | 安詳小学校          | 亀岡市篠町篠中北裏68番地         |
| 第38投票区 | 東つつじヶ丘ふれあいセンター | 亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号    |
| 第39投票区 | 西つつじヶ丘ふれあいセンター | 亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号 |
| 第40投票区 | 亀岡市文化資料館       | 亀岡市古世町中内坪1番地          |
| 第41投票区 | 詳徳小学校          | 亀岡市篠町栢原田中3番地の1        |
| 第42投票区 | 南つつじヶ丘小学校      | 亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号  |
| 第43投票区 | 見立自治会館         | 亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号   |
| 第44投票区 | 西山区集会所         | 亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51       |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成25年7月4日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所

2 日 時 平成25年7月4日  
午後5時10分

「掲示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成25年7月4日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第32号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成25年7月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙  
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

| 職務を行うべき日   | 投票管理者 |    | 同職務代理者 |    |
|------------|-------|----|--------|----|
|            | 氏名    | 住所 | 氏名     | 住所 |
| 平成25年7月5日  | 岩崎多良  | 省略 | 野崎千恵子  | 省略 |
| 平成25年7月6日  | 野崎千恵子 | 省略 | 岡野宗忠   | 省略 |
| 平成25年7月7日  | 岡野宗忠  | 省略 | 八田成雄   | 省略 |
| 平成25年7月8日  | 八田成雄  | 省略 | 岩崎多良   | 省略 |
| 平成25年7月9日  | 岩崎多良  | 省略 | 野崎千恵子  | 省略 |
| 平成25年7月10日 | 八田成雄  | 省略 | 岩崎多良   | 省略 |
| 平成25年7月11日 | 岡野宗忠  | 省略 | 八田成雄   | 省略 |
| 平成25年7月12日 | 八田成雄  | 省略 | 岩崎多良   | 省略 |
| 平成25年7月13日 | 岩崎多良  | 省略 | 野崎千恵子  | 省略 |
| 平成25年7月14日 | 野崎千恵子 | 省略 | 岡野宗忠   | 省略 |
| 平成25年7月15日 | 岡野宗忠  | 省略 | 八田成雄   | 省略 |
| 平成25年7月16日 | 野崎千恵子 | 省略 | 岡野宗忠   | 省略 |
| 平成25年7月17日 | 岩崎多良  | 省略 | 野崎千恵子  | 省略 |
| 平成25年7月18日 | 野崎千恵子 | 省略 | 岡野宗忠   | 省略 |
| 平成25年7月19日 | 岡野宗忠  | 省略 | 八田成雄   | 省略 |
| 平成25年7月20日 | 八田成雄  | 省略 | 岩崎多良   | 省略 |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定した。

平成25年7月4日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所 市民ホール

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第34号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成25年7月4日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

|        |    |        |
|--------|----|--------|
| 開票管理者  | 省略 | 野崎 千恵子 |
| 同職務代理者 | 省略 | 岡野 宗忠  |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第35号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

平成25年7月4日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 開票場所  
ガレリアかめおか  
亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時  
平成25年7月21日  
午後9時10分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第36号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成25年7月4日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所
- 2 日 時 平成25年7月18日  
午後5時00分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第37号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

平成25年7月18日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第38号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙の開票の日時を次のように変更する。

平成25年7月21日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

開票日時 平成25年7月21日  
午後9時00分

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第6号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月18日

亀岡市公平委員会  
委員長 松本貞男

- 1 登録団体  
亀岡市職員連絡会  
代表者役職氏名 会長 松本英樹  
(主たる事務所所在地)  
亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内
- 2 登録年月日 平成25年7月18日
- 3 登録番号 平成25年公平第8号

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 告示

亀岡市上下水道部告示第14号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の取消しの告示

平成25年7月29日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第9条第1項の規定により亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定辞退届が提出された。

よって、同規程第10条第1項の規定により指定を取り消し、同規程第15条第1項第2号の規定により告示する。

### 記

1 辞退した日

平成25年7月5日

2 辞退した業者

| 指定番号 | 業者名    | 代表者名  | 住所              |
|------|--------|-------|-----------------|
| 83   | 田中設備工業 | 田中 生幸 | 京都市西京区桂池尻町50-26 |

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年7月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第4号

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程

(亀岡市立病院処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院処務規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「病院長」を「医療管理監、病院長」に改める。

第5条第4項から第7項までの規定中「病院長」を「医療管理監、病院長」に改め、同条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項第1号中「病院長」を「医療管理監、病院長」に、同条同項第3号中「病院長」を「医療管理監」に改め、同条同項を同条第4項とし、同条第2項中「、病院長」を「、医療管理監及び病院長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「管理者を補佐し、その所管事務又は業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」を「管理者を補佐する。」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

医療管理監は、診療部に関する事務を掌

理するとともに、管理者が特に命ずる事務に限り、病院長その他の職員を指揮監督する。

第6条中「病院長」を「医療管理監」に、「副院長」を「病院長」に改める。

(亀岡市立病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院事務決裁規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「前条に」を「第5条に」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条を第6条の1とし、同条の前に次の1条を加える。

(医療管理監の専決事項)

第6条 医療管理監は、別表に規定する医療管理監専決事項のほか、次の事項(前条に規定する管理者の決裁事項を除く。)を専決することができる。

(1) 医療上の重要な決定に関すること。

第17条中「病院長」を「医療管理監」に改める。

第18条中「副院長」を「医療管理監」に改め、同条を第18条の1とし、同条の前に次の1条を加える。

(医療管理監が不在のときの代決)

第18条 医療管理監の決裁を受けるべき事務について、医療管理監が不在のときは病院長が、病院長が不在のときは管理部長が代決することができる。

別表人事に関する事項中事項の項中「病院長」を「医療管理監」に改め、事項の欄中「病院長」を「医療管理監、病院長」に改め、同表財務に関する事項中「病院長」を「医療管理監」に改める。

(亀岡市立病院会議規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院会議規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、管理者」を「、管理者、医療管理監」に改める。

(亀岡市立病院文書取扱規程の一部改正)

第4条 亀岡市立病院文書取扱規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号中「病院長」を「医療管理監又は病院長」に改める。

第11条第1項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる記号

ア 病院総務課 「病総」

イ 経営企画課 「病経」

ウ 医事課 「病事」

エ 地域連携室 「病連」

オ その他の部課等 「病」

(亀岡市立病院診療情報開示規程の一部改正)

第5条 亀岡市立病院診療情報開示規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「副院長」を「医療管理監」に改め、「委員には」の次に「、副院長」を加える。

(亀岡市立病院防火管理規程の一部改正)

第6条 亀岡市立病院防火管理規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

「  
別表第1中 

|     |
|-----|
| 副院長 |
|-----|

 を

「  

|       |
|-------|
| 医療管理監 |
| 副院長   |

 に改める。  
」

別表第2中「栄養科長」を「栄養科長又は主任栄養士」に、

「  

|       |      |
|-------|------|
| 地域連携室 | 医事課長 |
|-------|------|

を  
」

「  

|        |        |
|--------|--------|
| 地域連携室  | 地域連携室長 |
| 経営企画課室 | 経営企画課長 |

」

に、「副院長室」を「医療管理監室」に改める。

(亀岡市立病院公用車使用規程の一部改正)

第7条 亀岡市立病院公用車使用規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第13条中「すべて」を「全て」に改める。

第17条第1項中「、病院長」を「、医療管理監、病院長」に改め、同条第5項中「副院長」を「車両管理者」に改め、同条第6項中「副委員長」を「車両管理者」に改める。

(亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第8条 亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程(平成18年亀岡市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2項中「病院長」を「医療管理監、病院長」に改める。

(亀岡市立病院職員就業規程の一部改正)

第9条 亀岡市立病院職員就業規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、病院長」を「、医療管理監、病院長」に、「病院長を」を「医療管理監を」に改める。

(亀岡市立病院当直規程の一部改正)

第10条 亀岡市立病院当直規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

本則中「病院長」を「医療管理監」に改める。

(亀岡市立病院職員希望降任制度実施規程の一部改正)

第11条 亀岡市立病院職員希望降任制度実施規程(平成18年亀岡市病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「病院長」を「医療管理監」に改める。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第12条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第10条第5項第1号中「病院長」を「医療管理監及び病院長」に改める。

別表第3の2医療職給料表(1)職務級別基準表中「病院長」を「医療管理監、病院長」に改める。

「  

|                           |
|---------------------------|
| 病院長<br>副院長(管理者の定めるものに限る。) |
|---------------------------|

を  
別表第5中  
」

「  

|   |
|---|
| 医療管理監(管理者の定めるものに限る。)<br>病院長<br>副院長(管理者の定めるものに限る。) |
|---|

に改める。  
」

附則に次の5項を加える。

8 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年亀岡市病院事業管理規程第3号)附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。以

下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の5.3を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

9 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の5.3を乗じて得た額

(2) 第21条の規定により支給される給与 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年亀岡市条例第24号)による改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)附則第10項第2号及び第12項に定める額

10 特例期間においては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額に100分の5.3を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

11 特例期間においては、第4項の規定の適用を受ける職員に対する第8項、第9項第1号及び前項の規定の適用については、第8項中「給料月額に」とあるのは、「給料月額から第4項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第9項第1号中「給料月額に対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に対する地域手当の月額から第4項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項中「除して得た額

に」とあるのは「除して得た額から第6項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

12 前4項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。(亀岡市立病院旅費支給規程の一部改正)

第13条 亀岡市立病院旅費支給規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表中

「

|            |
|------------|
| 管理者<br>病院長 |
|------------|

」を「

|                     |
|---------------------|
| 管理者<br>医療管理監<br>病院長 |
|---------------------|

」に、

「病院長を」を「医療管理監、病院長を」に改める。

(亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部改正)

第14条 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「病院長」を「医療管理監」に改める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

「揭示済」